

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。各審査委員の合計点を平均したものを当該提案者の得点とする。

III 採択案件の決定方法

提案された企画案について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者を採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム及びメンバー並びに本事業の遂行に必要な幅広い知見・人的ネットワーク・情報収集能力・類する調査に関する実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。
- ② 調査内容に関する専門的な知識・知見を有する者が業務に従事していること。
- ③ 調査内容に関する人脈を有していること。
- ④ 事業を実施する上で適切な財務基盤を確立していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 仕様書記載の調査内容について全て提案され、本委託業務の目的を踏まえた内容となっていること。
- ② 調査の対象について、本事業の趣旨・目的に照らして追加で調査すべき制度を具体的に記載していること。
- ③ 調査で得た情報の整理・分析手法が妥当であること。
- ④ 調査分析及び創設すべき顕彰制度のあり方についての構築・提言にあたり、アプローチの仕方が具体的に記載かつその内容が適切であることにより、高い成果が期待できるものであること。
- ⑤ 調査分析及び創設すべき顕彰制度のあり方についての構築・提言にあたり、特定の分野・団体等に偏らない様々な立場にある、高度な知識・知見を有する専門家を有識者候補として選定していることにより、高い成果が期待できるものであること。

- ⑥ 創設すべき顕彰制度のあり方についての構築・提言にあたり、過去の類似の実績や事前の調査等を基にした仮説が立てられていることにより、高い成果が期待できるものであること。
- ⑦ 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。また事業の進捗状況を適宜文化庁に報告する事業計画となっていること。
- ⑧ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せすぎていること。
- ⑨ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

V 評価基準

1. 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により5段階評価を行う。

- ・大変優れている＝5点
- ・優れている＝4点
- ・普通＝3点
- ・やや劣っている＝2点
- ・劣っている＝1点

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点

- ・認定段階3 = 3点
 - ・プラチナえるぼし認定= 4点
 - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)) = 0.5点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ・くるみん認定①(平成29年3月31日までの基準)(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定) = 1点
 - ・トライくるみん認定= 2点
 - ・くるみん認定②(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)(次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、①の認定を除く。)) = 2点
 - ・くるみん認定③(令和4年4月1日以降の基準)(令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) = 2点
 - ・プラチナくるみん認定= 4点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
- ・ユースエール認定= 2.5点
- 上記に該当する認定等を有しない= 0点